

## 新潟青陵大学・新潟青陵大学短期大学部研究データポリシー

2025 年 2 月 20 日 研究支援室承認

2025 年 3 月 14 日 大学 FD・SD 委員会承認

2025 年 3 月 11 日 短大学術研究委員会承認

2025 年 3 月 27 日 DX・IR 室承認

### （目的）

1 新潟青陵大学および新潟青陵大学短期大学部（以下「本学」という。）における研究データの適切な管理・公開および利活用の基本方針を定めることにより、学術研究のさらなる発展に寄与すること、また社会・地域への還元を促進し、地域や国際社会のイノベーションの創出と課題の解決に貢献することを目的として、研究データポリシー（以下「本ポリシー」という。）を定める。

### （研究データの定義）

2 本ポリシーが対象とする研究データとは、本学に在籍する研究者（以下「研究者」という。）が本学における研究活動において収集または生成したデータ（デジタル・非デジタルを問わない）をいう。

### （研究データの管理）

3 原則として、研究データを収集または生成した研究者が、その研究データの管理を行う権利と責務を有する。研究者は、研究データの価値を守るため、研究分野の特性等を踏まえ、法令および倫理的要件に基づき研究データを適切に管理する。

### （研究データの公開）

4 研究者は、研究データの価値を向上させるため、研究データを可能な限り社会に公開し、その利活用に供する。ただし、公開および利活用の方法は、それを収集または生成した者が、法令、規則及び倫理の範囲内並びに他の者の権利を害さない範囲内において、決定することができる。

### （本学の役割）

5 本学は、研究データの管理および公開を支援する環境の整備を行う。

### （その他）

6 本ポリシーは、社会や学術状況の変化に応じて、適宜見直しを行う。

## 附 則

1 本ポリシーは、2025 年 4 月 1 日から施行する。

## 新潟青陵大学・新潟青陵大学短期大学部研究データポリシー解説

新潟青陵大学・新潟青陵大学短期大学部研究データポリシー（2025年4月1日施行）（以下「本ポリシー」という。）の実施に必要な事項を解説します。

### （目的）

1 新潟青陵大学および新潟青陵大学短期大学部（以下「本学」という。）における研究データの適切な管理・公開および利活用の基本方針を定めることにより、学術研究のさらなる発展に寄与すること、また社会・地域への還元を促進し、地域や国際社会のイノベーションの創出と課題の解決に貢献することを目的として、研究データポリシー（以下「本ポリシー」という。）を定める。

本ポリシーは、オープンサイエンスの推進にあたって、論文等の研究成果だけでなく研究の過程で生成、収集した研究データをオープンアクセス化することが求められるため、本学における研究データの管理と公開に関して必要な事項を定めています。

### （研究データの定義）

2 本ポリシーが対象とする研究データとは、本学に在籍する研究者（以下「研究者」という。）が本学における研究活動において収集または生成したデータ（デジタル・非デジタルを問わない）をいう。

（1）研究データとは、研究に関する活動を通じて取り扱うデータをいいます。研究データの記録媒体（デジタル／非デジタル）を問わず、数値、画像、動画、テキスト、有体物など、あらゆる形態のものが含まれます。

- ①研究活動において収集または生成された一次データ（臨床データや測定データ、画像、音声・動画等）
- ②一次データを分析、処理して生成されたデータ（加工データや解析データ等）
- ③上記データの収集や生成の段階で作成された記録（実験ノート、質問票等）に記載された情報
- ④上記のデータを用いて作成された成果（論文や講演資料等）に記載された情報
- ⑤研究に用いられた有体物等（試料、標本等）に蓄積されている情報
- ⑥その他研究活動に用いることが予定されている情報および研究活動に用いられた情報

- (2) 研究者とは、本学に所属する教職員、並びに大学院院生・学部学生等、研究に従事するすべての者を指します。

他機関（大学、民間企業、その他の機関）に所属し、共同研究等を本学において実施する場合、当該所属機関等と協議の上、本ポリシーにおける研究者に含めるかは、研究代表者が判断するものとします。

- (3) 本学における研究活動とは、本学の資源（施設・設備等）を用いて実施される研究活動をいいます。他機関（大学、民間企業、その他の機関）に所属する者が、本学の資源を使用して行う研究活動についても、本ポリシーを適用することとしますが、契約等に別段の定めがある場合には、その定めに従うほか、必要に応じて当該所属機関等との協議の上、本ポリシーの対象とするかは研究代表者が判断するものとします。

（研究データの管理）

3 原則として、研究データを収集または生成した研究者が、その研究データの管理を行う権利と責務を有する。研究者は、研究データの価値を守るため、研究分野の特性等を踏まえ、法令および倫理的要件に基づき研究データを適切に管理する。

- (1) 研究データを収集または生成した研究者とは、原則として、実際に当該研究データを収集または生成した者をいいます。ただし、複数の研究者（他機関に所属する研究者を含む）が共同して研究を実施する場合には、関係者と協議または契約等において、研究データの管理に関する権利と責務の所在を明確にしておくことが理想的です。

当該研究者が他機関へ転出または退職するときは、転出前後や退職後において研究データの価値が失われないように所属組織や転出先機関の関係者等と協議の上、適切な研究データ管理の維持に努める必要があります。

- (2) 研究データの管理とは、研究データ管理計画（Data Management Plan：DMP）の策定、研究データの収集・生成、整理・加工、解析・分析、保存、公開・破棄等、研究活動の開始から終了後までを含む研究データに関わる一連の活動全般を指します。

- (3) 研究データの価値を守るため、研究者は、研究データの管理において、その正確性・完全性・追跡可能性等を担保することはもちろんのこと、本学および本学の研究者の将来の研究活動を阻害することのないよう、適切な知的財産の保護や研究契約等の締結等を行わなければなりません。

本学は、研究者が研究データの信頼性を確保し維持していくことができるように、研究データの証跡管理やバックアップ機能を有する研究データ管理基盤を整

備します。

(4) 研究データの管理に対する考え方は、研究分野によって異なることが考えられるため、それぞれの研究分野における研究倫理指針等を踏まえ、研究データの管理を実施します。

(5) 研究者は、研究データの管理の実施にあたり、関連法令、各研究分野における倫理的要件、研究契約、本学が定める規程等を遵守する必要があります。

(研究データの公開)

4 研究者は、研究データの価値を向上させるため、研究データを可能な限り社会に公開し、その利活用に供する。ただし、公開および利活用の方法は、それを収集または生成した者が、法令、規則及び倫理の範囲内並びに他の者の権利を害さない範囲内において、決定することができる。

(1) 公開とは、研究データの管理に関する責務を有する者が、当該研究データをそれ以外の者も利用できる状態にすることを指し、アクセス制限なく誰でも利用を可能とする「一般公開」と、アクセス権を付与された限定された者が利用できる「共有」をいいます。公開しない場合は「非公開」となります。公開にあたっては、本学で整備しているリポジトリのほか、機関・分野横断的なリポジトリサービス、投稿先の雑誌による指定あるいは各研究分野の慣習等に応じて最適と考えられる公開先を選択し、可能な限り無償で公開することが求められます。

(2) 研究データの公開にあたっては、管理と同様に、関連法令、各研究分野における倫理的要件、研究契約、本学が定める規程等を遵守する必要があります。例えば以下のような研究データは公開することはできません。

- ①個人情報、著作物など、法的に保護される研究データ
- ②機密保持等の観点から公開に制限がある研究データ
- ③契約によって制限が課された研究データ
- ④安全保障輸出管理の対象になっている研究データ
- ⑤倫理的要件等から公開に適しない研究データ
- ⑥公開により第三者の利益を害する恐れがある研究データ等

(3) 法令および倫理的要件に問題のない範囲内およびオープン・アンド・クローズ戦略に反することのない範囲内で、研究データの公開方法、公開範囲、公開条件等について、研究者自身が決定することができます。ただし、契約等において別段の定めがある場合は、その条件に従う必要があります。

#### (4) 公開に関する留意事項

##### ①公開する研究データの信頼性の確保

公開する研究データには、正確性・完全性・追跡可能性等を担保することが求められます。信頼性のない研究データを利用した論文は撤回を余儀なくされることにもあります。不用意・不適切な研究データの公開は、本学及び研究者の信用を損なうことにもなるため、研究者は、研究データの公開にあたり、当該研究データの信頼性を確保するよう努める必要があります。

##### ②FAIR 原則に基づく公開

公開に問題がないと判断された研究データを公開する際には、可能な限り「FAIR 原則」に則って公開することが求められます。FAIR とは、「Findable（見つけられる）、Accessible（アクセスできる）、Interoperable（相互運用できる）、Reusable（再利用できる）」の略であり、FAIR 原則は現在オープンサイエンス推進にあたり、最低限でありながら広範囲に通用する原則として広く承認されています。

##### (本学の役割)

5 本学は、研究データの管理および公開を支援する環境の整備を行う。

研究データの管理および公開を支援する環境として、本学は以下のような整備を行います。

①研究データを管理するための管理基盤の提供

②研究データを公開するための機関リポジトリ等の公開基盤の提供

③研究データの管理、公開に関する啓発および支援

④研究データの管理、公開に際して留意すべき、関連法令、研究契約、本学が定める規程に関する情報提供

##### (その他)

6 本ポリシーは、社会や学術状況の変化に応じて、適宜見直しを行う。

データの管理・公開および利活用のあり方は、社会・経済システムや学術状況の変化により大きな影響を受けるものであり、また近時、関係法令の改正等も頻繁に行われていることから、本ポリシーについては、適時に見直しを図ることが必要です。

以上